双葉町告示第３７号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、町道路線の供用を次のように開始する。

その関係図書は、令和８年１０月１日から令和８年１０月１４日まで双葉町役場建設課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１日

双葉町長　伊澤　史朗

路線番号	路線名	区間	供用開始の日
112	中野・郡山線	大字中野字原田６２番地先　から 大字中野字原田１１番地先　まで	令和８年１０月１日
364	舘下・根小屋線	大字新山字根小屋６番１地先　から 大字新山字北広町１７番２地先　まで	令和８年１０月１日
512	中野産業団地２号線	大字中野字原田１１番地先　から 大字中野字原田１１番地先　まで	令和８年１０月１日